

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和元年6月20日

今治市監査委員 渡辺英徳
同 重松眞司

対 象 団 体	主 管 課 等	監査結果報告書の日付
伯方地区防犯協会	市民環境部 市民生活課	令和元年5月10日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 超過勤務手当の支給については、伯方地区防犯協会職員就業規則で愛媛県の「職員の給与に関する条例」を準用して支給することとされているが、その勤務1時間当たりの給与額の算出に誤りがあったので、適切に処理されたい。</p> <p>2 本負担金を概算払しているが、年度末に精算が行われていなかったため適切に事務処理されたい。(主管部課)</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>1 条例に従い速やかに適正な支給を行うよう協会を指導した。</p> <p>2 今年度より通常払いに変更する。</p>		